を超える」とあるのは「控除後遺族共済年金支給額が零となる」と、同項第四号中「及び遺族共済年金額算定規定により算定した額がともに控除調整下限額」とあるのは「が控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金支給額が零」と、「前項第一号に定める額が同項第二号に定める額以下である」とあるのは「控除後遺族共済年金支給額が零を超える」と、同号イ中「同項第二号に定める額」とあるのは「同号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額」と、同号ロ中「控除調整下限額」とあるのは「前項第二号に定める額に、控除調整下限額から同項第一号に定める額と控除後遺族共済年金支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額」と読み替えるものとする。

7　退職共済年金及び国の新法の規定による遺族共済年金の受給権者（国の新法第九十一条の二の規定の適用を受ける者に限る。）に対する退職共済年金の額は、国の新法の規定による遺族共済年金を遺族共済年金とみなして、前各項の規定を適用した場合に算定される額とする。

8　国の新法の規定による退職共済年金及び遺族共済年金の受給権者（法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者に限る。）に対する遺族共済年金の額は、国の新法の規定による退職共済年金を退職共済年金とみなして、第一項から第六項までの規定を適用した場合に算定される額とする。

9　法第八十条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された退職共済年金について第一項（第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における退職共済年金の額の算定その他の前各項の規定の適用について必要な事項は、総務省令で定める。

（昭和六十年改正法等の規定により退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例）

第五十三条の十九の十　昭和六十年改正法附則第十条第五項の規定により退職年金とみなされた退職共済年金又は昭和六十年国の改正法附則第十一条第五項の規定により昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金とみなされた国の新法の規定による退職共済年金の受給権者が昭和六十年改正法附則第十条第四項又は昭和六十年国の改正法附則第十一条第四項の規定により遺族共済年金又は国の新法の規定による遺族共済年金の支給を併せて受けることができる場合における附則第五十三条の十六の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二及び附則第五十三条の十九の三の規定により読み替えて適用する施行法第二十七条の二の規定並びに附則第五十三条の十六の七及び附則第五十三条の十九の四の規定の適用については、附則第五十三条の十六の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項中「額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は」とあるのは「額の二分の一に相当する額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は」と、「併給年金」という。）の額（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の新法（第三項において「昭和六十年改正法による改正前の新法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、同条第三項中「退職共済年金の額と併給年金の額（昭和六十年改正法による改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正法による改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、附則第五十三条の十九の三の規定により読み替えて適用する施行法第二十七条の二第一項中「併給年金」という。）の額」とあるのは「併給年金」という。）の額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正法による改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、同条第三項中「併給年金の額」とあるのは「併給年金の額（退職共済年金若しくは通算退職年金又は国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、附則第五十三条の十九の四第一項中「適用後の併給年金の額」とあるのは「適用後の併給年金の額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国の新法の規定による退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、「控除後年金総額を」とあるのは「控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二を乗じて得た額」と、附則第五十三条の十九の四第一項中「適用後の併給年金の額」とあるのは「適用後の併給年金の額（退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は国の新法の規定による退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）」と、「控除後年金総額を」とあるのは「控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を」とする。

第五十三条の十九の十一　平成十六年改正法附則第十七条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年改正法第四条の規定による改正前の法第九十九条の二の規定により遺族共済年金の額が算定される場合における施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第九十九条の二第一項及び第二項、新法第九十九条の三並びに新法第百四条第一項」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第十七条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四条の規定による改正前の新法第九十九条の二第一項及び第二項、第九十九条の三並びに第百四条第一項」とする。

2　平成十六年改正法附則第十七条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年改正法第四条の規定による改正前の法第七十六条の二の規定又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第十八条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第五条の規定による改正前の国の新法第七十四条の二の規定により退職共済年金又は国の新法の規定による退職共済年金の受給権者が遺族共済年金又は国の新法の規定による遺族共済年金の支給を併せて受けることができる場合における附則第五十三条の十六の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二及び附則第五十三条の十九の三の規定により読み替えて適用する施行法第二十七条の二の規定並びに附則第五十三条の十六の七及び附則第五十三条の十九の四の規定の適用については、附則第五十三条の十六の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項中「額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は」とあるのは「額の二分の一に相当する額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は」と、「併給年金」という。）の額（遺族共済年金又は国の新法の規定による遺族共済年金にあつてはその額の三分の二に相当する額とし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の新法（第三項において「昭和六十年改正法による改正前の新法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつてはその額の二分の一に相当する額とする。）と、同条第三項中「退職共済年金の額と併給年金の額（遺族共済年金又は国の新法の規定による遺族共済年金にあつてはその額の二分の一に相当する額と併給年金の額（遺族共済年金又は国の新法の規定による遺族共済年金にあつてはその額の三分の二に相当する額とし、昭和六十年改正法による改正前の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の国の新法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつてはその額の二分の一に相当する額とする。）と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二を乗じて得た額」と、附則第五十三条の十九の三の規定により読み替えて適用する施行法第二十七条の二第一項中「額（国民年金法」とあるのは「額の三分の二に相当する額（国民年金法」と、「併給年金」という。）の額」とあるのは「併